第118期
定時株主総会
招集ご通知

日　時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

場　所

宮崎市広島２丁目１番31号
当行本店２階会議室
（末尾に記載の「会場ご案内図」を
ご参照のうえご来場ください。）

目次

第118期定時株主総会招集ご通知 …… 1

(添付書類)
第118期事業報告 …… 3
計算書類 …… 22
連結計算書類 …… 25
監査報告書 …… 28
(株主総会参考書類)
第１号議案　剰余金の処分の件 …… 31
第２号議案　定款一部変更の件 …… 32
第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件 …… 39
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 …… 45
第５号議案　監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 …… 48
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件 …… 48
株主総会会場ご案内図

（証券コード 8560）
株式会社**宮崎太陽銀行**

（証券コード 8560）
2019年６月３日

株　主　各　位

宮崎市広島２丁目１番31号
株式会社**宮崎太陽銀行**
取締役頭取　林 田 洋 二

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当行第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月26日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月27日（木曜日）午前10時

２．場　　所　宮崎市広島２丁目１番31号
当行本店２階会議室
(末尾に記載の「会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください。)

３．目的事項

報告事項

１．第118期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

２．第118期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	監査等委員でない取締役9名選任の件
第４号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
第５号議案	監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
第６号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

1．当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2．本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.taiyobank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告の作成に際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
3．本株主総会参考書類、事業報告ならびに計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.taiyobank.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承願います。

添付書類

第118期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

［主要な事業内容］

当行は、本店を含む52ヶ店において、預金業務および貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、証券業務、保険商品の窓口販売業務などを行い、お客さまに多様な金融商品・サービスを提供しております。

［金融経済環境］

（国　　内）

当期における国内経済は、企業収益が依然として高い水準を維持する中で、設備投資は増加基調を辿り、雇用・所得環境の着実な改善が続いたことにより、個人消費も堅調に推移するなど、総じて緩やかな回復基調が続く状況となりました。

また、景気の先行きにつきましては、依然として続く新興国経済の減速や世界経済全体の先行きを不透明にする地政学リスクに関する懸念のほか、米中貿易摩擦等を背景に年度後半に顕著となった中国経済の減速など、海外経済の動向が国内経済に及ぼす影響を注視していく必要があるものの、国内の雇用・所得環境の改善は続いており、引き続き、緩やかな景気の回復が期待される状況となっております。

（宮崎県内）

当期における県内経済は、大手企業や中小のＩＴ企業の継続的な県内立地やJR宮崎駅前再開発構想が具体化したほか、有効求人倍率が高水準で推移するなど雇用情勢の改善が続く中、個人消費や生産活動の回復を中心とした緩やかな持ち直しの動きも見られ、地域経済の活性化に大きく期待が持てる状況となりました。

先行きにつきましては、中国経済の減速に伴う受注減や、若年層の県外流出などによる県内労働人口減少の影響の懸念はあるものの、東京五輪・パラリンピックやラグビーワールドカップの開催等に伴う観光客の増加や雇用・所得環境の着実な改善等が見込まれることから、当行の営業管内における景気は、総じて緩やかな回復基調の継続が期待される状況となっております。

［事業の経過および成果］

当行は、「地域経済活性化」のため、地域のお客さまへの安定的かつ円滑な資金供給など、地域金融機関としての役割を積極的に果たしていくことを目的とし、2010年３月に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加を受け、2018年４月より第四次の経営強化計画をスタートいたしました。

この計画では、前計画の評価を踏まえ、「地域経済活性化」に対する一層の貢献を当行の使命と位置づけ、当行がお客さまから選ばれ続け、地域経済を支える役割を果たしていくため、地域に密着したリレーション活動やお客さまに心から喜んでいただける各種サービスのご提供など、持続可能なビジネスモデルの構築に努めてまいりました。

＜預　金＞

預金の当期末残高につきましては、前年同期比で個人預金が43億円(0.9%)、法人等預金は59億円(3.2%)、ともに増加したことから、全体では102億円(1.6%)増加して6,444億円となりました。また、平均残高につきましても、全体で184億円（2.9%）増加して6,397億円となりました。

＜貸出金＞

貸出金の当期末残高につきましては、当行一丸となった、お取引先への訪問による対話を通じて、本業支援や財務改善のご提案に努めた結果、前年同期比で中小規模事業者等向け貸出が127億円(5.0%)、個人向け貸出が18億円(1.4%)、ともに増加したことから、全体では145億円（3.0%）増加して4,900億円となりました。また、平均残高につきましても、中小規模事業者等向け貸出が128億円（5.3%)、個人向け貸出が12億円（0.9%）増加したこと等から、全体では136億円（2.9%）増加して4,771億円となりました。

＜損　益＞

貸出金利息および有価証券利息配当金の減少に伴い、資金運用収益が減少したことを主因に、経常収益は、前期比６億97百万円減収の124億40百万円となりました。また、個別貸倒引当金繰入額の減少を主因に、経常費用は前期比４億40百万円減少の110億42百万円となりました。この結果、経常利益は前期比２億56百万円減益の13億98百万円、当期純利益は前期比１億37百万円減益の10億84百万円となりました。

＜主要取り組み＞

○2019年１月に九州地区の第二地方銀行６行で共同運営するシステムバンキング九州共同センターの勘定系システムを株式会社ＮＴＴデータが提供する金融機関向け勘定系システム「ＢｅＳＴＡｃｌｏｕｄ（ベスタクラウド)」へ移行し、稼働を開始しました。

○株式会社南日本銀行および株式会社豊和銀行と、お取引先事業者の販路開拓支援分野における業務提携を行いました。

○2019年６月に飯肥支店および延岡中央支店を出張所に変更するほか、同年９月に西佐土原支店を佐土原支店内に移転し、店舗内店舗方式にて運営することとしました。

○県内のお取引先企業訪問を通じて、高校生に地元企業の魅力や雰囲気を直に感じてもらうことで、地元企業への就職者数の増加と企業における人材確保を図ることを目的とした、第３回企業訪問バスツアーを開催しました。

○Ｊペイメントサービス株式会社（福岡県福岡市）と業務提携し、宮崎県の流通小売業・飲食業・宿泊サービス業向けのキャッシュレスサービスの拡大に向けた取り組みを推進することとしました。

○地方創生に向けたお取引先の本業支援の一環として、業務提携先である第一勧業信用組合が東京で開催する「地方物産品販売会」への参加をお手伝いしました。

○お取引先企業の後継者、新経営者、経営幹部等の皆さまを対象に、中小企業の経営者に必要な「経営全般」「戦略計画」「組織人材」「財務計数管理」などの基礎と、現状の経営課題を打破するための応用を学んでいただく「次世代塾　第５期生」を開講しました。

○お取引先企業が、変化の激しい経済環境の下で、環境の変化に対応し、変革を進めながら、中小企業が勝ち抜いていくために必要なビジョン策定、戦略構築、組織人材の創り方や、成長、発展、存続のためのプロセスや対応策等を学び、企業経営に活かしていただくことを目的に、「勝ち抜く中小企業経営セミナー」、「チェンジマネジメントシリーズ／変革経営セミナー」を開催しました。

○株式会社ＳＢＩ証券と業務提携し、金融商品仲介業サービスを開始しました。

○ホームページの全面リニューアルを行い、スマートフォン対応やローンの申込みがネットで可能になるなど、お客さまの利便性向上を図りました。

○フィンテック企業であるゼネリックソリューション株式会社（東京都渋谷区）と協業を開始し、人工知能（ＡＩ）を活用したビッグデータ解析により、それぞれのお客さまの状況に合った商品提案を行うことを目指しております。

○地方創生の一環として宮崎を応援することを目的に、地域応援定期「ＳＵＮＲＩＳＥ（サンライズ)」にご契約いただいた方の中から抽選で、宮崎県産の食材・加工品の詰め合わせセットをお贈りする「2018年夏・冬サン太わくわくキャンペーン」を実施しました。

○マネー・ローンダリング、テロ資金に関する組織的対応の強化を目的に、「マネロン・テロ資金対策室」を新設しました。

＜店　舗＞

当期中に新設または廃止した店舗はなく、有人店舗は52ヶ店となっております。

［当行が対処すべき課題］

国内経済は緩やかな回復基調が続いておりますが、地方経済への本格的な波及には至っておらず、世界経済においても新興国経済の減速に加えて、米国の保護主義的な貿易政策に伴う世界経済全体の減速や、かねてからの地政学的リスクの影響等も懸念されることから、景気の先行きは依然として不透明なものとなっております。

また、当行を含む地域金融機関を取り巻く経営環境は、少子高齢化・人口減少の進行に伴う地域経済の規模縮小に加え、マイナス金利政策の継続などによって、引き続き厳しい状況が続くものと思われます。

このような中、当行におきましては、地域に根差す金融機関として、お客さまから選ばれ続け、地域経済を支える役割を果たしていくため、地元の事業者さまへの本業支援の取り組みを一層深掘りしつつ、お客さまに心から喜んでいただくための営業展開と、強固な経営基盤確立に向けた具体的取り組みを遂行していくことで、当行の経営理念である「日進月歩の伸展」、「地域社会の繁栄」、「生活文化の向上」を実現してまいる所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度(当期)
預金	6,123	6,225	6,341	6,444
定期性預金	2,967	2,898	2,931	2,819
その他	3,156	3,326	3,410	3,624
貸出金	4,717	4,727	4,755	4,900
個人向け	1,252	1,282	1,289	1,307
中小企業向け	2,559	2,622	2,673	2,788
その他	906	823	792	804
商品有価証券	—	0	—	—
有価証券	1,165	1,168	1,268	1,298
国債	401	370	356	352
その他	763	797	911	946
総資産	6,603	6,729	6,851	6,942
内国為替取扱高	19,803	19,426	18,759	18,952
外国為替取扱高	277 百万ドル	236 百万ドル	95 百万ドル	15 百万ドル
経常利益	5,574 百万円	2,544 百万円	1,654 百万円	1,398 百万円
当期純利益	4,717 百万円	2,902 百万円	1,221 百万円	1,084 百万円
1株当たり当期純利益	85円59銭	516円82銭	201円78銭	175円95銭

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益（当期優先株式配当金総額を控除した金額）を期中の平均発行済普通株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。
3．2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、2016年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	630人	642人
平均年齢	37年8月	37年4月
平均勤続年数	15年1月	14年10月
平均給与月額	331千円	328千円

(注) 1．使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、3月中の平均給与月額（基準外賃金含む）であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
宮崎県内	45店	うち出張所 (—)	45店	うち出張所 (—)
鹿児島県内	5	(—)	5	(—)
大分県内	1	(—)	1	(—)
福岡県内	1	(—)	1	(—)
合計	52	(—)	52	(—)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を65ヶ所（前年度末65ヶ所）設置しております。

② 当年度新設営業所

該当ございません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止はございません。

③ 銀行代理業者の一覧

該当ございません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

(5) 設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,014

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
次期システム関連	813

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社の状況

該当ございません。

② 子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
株式会社宮崎太陽リース	宮崎市橘通東３丁目１番39号	情報・事務用・医療機器等各種物件のリース、金銭貸付、各種の金融業務、債務保証の業務等	1963年11月８日	百万円 15	% 15
株式会社宮崎太陽キャピタル	宮崎市広島２丁目１番31号	株式・社債等への投資、経営コンサルティング業務等	1996年9月５日	10	5

③ 重要な業務提携の概況

○第二地銀協地銀40行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。

○第二地銀協地銀40行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫260金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合142組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連693（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

○第二地銀協地銀40行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法によるお取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。

○ゆうちょ銀行との提携により、ＣＡＦＩＳ経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

○本年５月６日に加盟した沖縄海邦銀行を含め、九州地区第二地銀７行で勘定系および対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

○セブン銀行およびイーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
○地元中小企業への人材確保支援を目的として、経営幹部の人材紹介を行う株式会社日本人材機構と営業協力契約を締結しました。
※株式会社日本人材機構…株式会社地域経済活性化支援機構の100%出資子会社。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2．会社役員（取締役および監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（2018年度末現在）

氏　名	地位および担当		重要な兼職	その他
林　田　洋　二	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当		
河　野　文　一	専務取締役	次期システム移行推進本部長 事務部、コンプライアンス統括部担当		
黒　木　　浩	常務取締役	融資統括本部長 融資部、企業支援部担当		
津　隈　卓　三	常務取締役	営業統括本部長兼営業企画推進部長 営業企画推進部、個人ローン推進部担当		
安　藤　和　慶	常務取締役	次期システム移行推進本部副本部長 総合企画部、総務部、証券国際部、人事部担当		
上　野　哲　弘	取締役	本業支援部長 本業支援部担当		
水　永　信　里	取締役	本店営業部長		
堀　井　洋一郎	取締役 (社外取締役)			
井　上　敬　雄	取締役 (社外取締役)			
飯　田　三　和	取締役 (社外取締役)		飯田三和税理士事務所 税理士	
鳥　原　浩　二	常勤監査役			
郷　　俊　介	監査役 (社外監査役)		郷法律事務所 弁護士	
保　田　昌　秀	監査役 (社外監査役)			

（注）1．取締役堀井洋一郎、井上敬雄および飯田三和は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役郷俊介および保田昌秀は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当行は堀井洋一郎、井上敬雄、飯田三和、郷俊介および保田昌秀を福岡証券取引所規則の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　　酬　　等
取　締　役	12名	129
監　査　役	5名	23
計	17名	152

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．支給人数には、2018年６月26日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した４名を含んでおります。
3．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）23百万円は含まれておりません。
4．2012年６月28日開催の第111期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2012年７月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
5．取締役の報酬限度額は、2012年６月28日開催の第111期定時株主総会において年額180百万円以内と決議いただいております。
6．監査役の報酬限度額は、2012年６月28日開催の第111期定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。
7．当行は2012年６月28日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、第111期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。

(3) 責任限定契約

堀井　洋一郎 (社外取締役)	当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
井上　敬雄 (社外取締役)	同上
飯田　三和 (社外取締役)	同上
郷　俊介 (社外監査役)	当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
保田　昌秀 (社外監査役)	同上

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
堀井 洋一郎（取締役）	―
井上　敬雄（取締役）	―
飯田　三和（取締役）	飯田三和税理士事務所　税理士
郷　　俊介（監査役）	郷法律事務所　弁護士
保田　昌秀（監査役）	―

（注）当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
堀井 洋一郎（取締役）	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回の出席となっております。	出席した取締役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
井上 敬雄（取締役）	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回の出席となっております。	出席した取締役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
飯田 三和（取締役）	9ヶ月	社外取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回の出席となっております。	出席した取締役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
郷　俊介（監査役）	4年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回、監査役会17回のうち17回の出席となっております。	出席した取締役会ならびに監査役会において、弁護士としての専門的見地から、報告事項や決議事項について意見を述べております。
保田 昌秀（監査役）	9ヶ月	社外監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会12回のうち12回の出席となっております。	出席した取締役会ならびに監査役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	15	—

(注) 2012年６月28日開催の第111期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2012年７月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	21,000千株
Ａ種優先株式	21,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	5,288千株 (自己株式53千株を除く)
Ａ種優先株式	2,600千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	3,830名
Ａ種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社西日本シティ銀行	188 千株	3.56 %
宮崎太陽銀行従業員持株会	188	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	174	3.30
東京海上日動火災保険株式会社	173	3.28
ＡＩＧ損害保険株式会社	161	3.05
みずほ信託銀行株式会社(退職給付信託　南日本銀行口　再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社)	142	2.68
株式会社福岡中央銀行	139	2.64
株式会社福岡銀行	122	2.31
株式会社豊和銀行	117	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	112	2.13

（注）１．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３．持株比率は、自己株式（53千株）を控除して計算しております。

② Ａ種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	2,600 千株	100.00 %

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 監査の職務を行った指定有限責任社員 岩部　俊夫　・　永里　剛	44	(注)

(注) 1．当行および当行子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は44百万円であります。
2．当行と会計監査人との監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3．監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査体制や監査時間等の監査実績の分析と評価を行うとともに、会計監査人から当該事業年度の報酬見積りを受領し、その内容について説明を受け、新たに当該事業年度の監査体制・監査計画等について、前事業年度の監査実績の分析と評価結果との整合性を確認しました。また、経営執行部から見積り分析と評価について説明を受けるとともに、会計監査人と経営執行部の報酬に関する交渉状況のヒアリングを行い、報酬額についての会計監査人の所見を聴取し、監査役会として総合的に評価した結果、会計監査人に対する報酬に関しては、相当であると判断し同意いたしました。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が適切な監査を実施しているかについて、監査役が適宜監視を行うとともに、会計監査人の再任の適否に関し、その職務遂行の状況などから毎期検討を行っております。会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針は定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制

当行は、内部統制に係る基本方針について、下記のとおり決議しております。

記

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は当行の経営理念に則り、法令等遵守態勢の構築を経営の最重要課題の一つと位置付け、以下の項目の通り、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保し、その整備・充実を図る。

② 法令等遵守の徹底と企業倫理の確立による健全かつ公正な業務執行をチェックする組織として、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、その統括部門としてコンプライアンス統括部を置き、法令等遵守に係る態勢の整備・充実を図る。

③ 役職員の行動指針を「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス統括部はその進捗状況を定期的に取締役会に報告する。

④ 役職員の法令等違反に関する通報を直接受け付けるために、「内部通報制度」を定め、さらなる周知徹底を図る。

⑤ 内部監査部門として監査部を設置し、法令等遵守に関する管理態勢の適切性及び有効性を検証し、その結果を取締役会に報告する。

⑥ 反社会的勢力を排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であると認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む。一元的な管理態勢を構築するため、統括部署をコンプライアンス統括部に定め、組織的に対応する。反社会的勢力による不当要求に対しては、警察等外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

⑦ マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止方針を定め、組織的対応強化のため、「マネロン・テロ資金対策室」を立ち上げ、犯罪組織やテロ組織への資金流出を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織に利用させない体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書については、「取締役会規程」、「経営会議規定」等において、保存の方法・期限等を定める。

② 業務執行に係る情報の保存及び管理については、「セキュリティポリシー」、「セキュリティスタンダード」等に定めて、これを周知徹底するとともに、必要な研修を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、「リスク管理に関する基本理念」、「リスク管理に関する基本方針」を定め、「リスク管理委員会」を設置するとともに、全行的なリスク管理の統括部門を総合企画部　リスク管理グループに置き、リスク管理態勢の整備・充実を図る。

② 災害やシステム障害等の危機発生時の基本方針として、「危機管理指針」を定めるとともに、主要業務の継続及び早期復旧を目的とした業務継続計画（ＢＣＰ）を策定して、適切な管理態勢を整備・強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「取締役会規程」において、取締役会の運営及び決議・報告事項に関する基準等を定めるとともに、経営会議及び各種委員会等、取締役会を補佐する機関を設置する。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制及び業務執行規定」、「職務権限規定」及び「事務分掌表」等に定められた権限、手続きに則り行う。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社における業務の適切性の確保及び実効性ある経営管理を行うため、当行の業務主管部署への協議・報告の基準を「グループ会社運営規定」に定める。

② グループ会社に対して、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢について管理規定を整備させ、当行に準じた運営を行うよう管理・指導する。

③ グループ会社の運営を統括する部署を総合企画部に置き、定期的に会議を開催し、適切な管理・指導を行う。

④ グループ会社の取締役及び使用人の業務の執行については、グループ会社の各規定等に基づき効率的に行わせる。

⑤ グループ会社においても、役職員の法令等違反に関する通報を直接受け付けるために、「内部通報制度」を整備させる。

⑥ 監査部は、「監査規定」及びグループ会社の内部規定に基づき内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役の職務を補助する部署として「監査役室」を置き、必要な担当者を監査役室に配置する。

② 監査役室には、監査業務の補助を行うのに必要な知識・能力を具備した人材を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役室の担当者の任命・異動・評価については、監査役の同意を得るものとする。

② 監査役室の担当者として、監査役の指揮命令に基づき業務を遂行できる態勢を確保する。

(8) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

① 当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、社内規程等に基づき、定期的または必要に応じて、当行監査役へ報告・情報提供を行うとともに、監査役から報告を求められた場合は、適切に対応しなければならない。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役へ報告をした者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための態勢を整備する。

(10) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役の職務の執行について生ずる費用等については、監査役の職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、これを支払うものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席や、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備し、関連する行内規定等に定める。

② 代表取締役頭取、会計監査人は、監査役と定期的または必要に応じて意見情報交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるものとする。
③ 監査役による監査機能の強化及び監査活動等における実効性向上を図ることを目的とした「内部監査部門協議会」を設置する。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞
当行では、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定例的に点検を行い、その結果を取締役会や経営会議に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。
当事業年度（第118期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われることの確保
取締役会は22回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当行と利害関係を有しない社外取締役と監査役が出席しています。また、経営会議が61回開催され、常勤監査役が出席しています。

(2) コンプライアンス態勢
本部各部が連携を図り、銀行内の法令等遵守態勢の確立に係る問題を統括的・横断的に管理するために、毎月コンプライアンス部会を開催し取締役会に報告を行っています。
また、年度毎にコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、四半期毎に進捗を報告するとともにコンプライアンス違反の発生状況及び反社会的勢力等の関係遮断について、その内容を稟議・回議にて8回報告し、重要性があるものは取締役会に4回及び経営会議に5回付議いたしました。

(3) リスク管理態勢
年度初めに当期のリスクテイク方針に基づいた資本配賦額をリスク管理委員会にて定め、毎月実施するＡＬＭ委員会にて配賦資本の運用状況についてモニタリングを行っており、稟議にて報告しています。また、四半期毎に実施するリスク管理委員会にてリスクに関する報告を行っています。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社に対しては、重要度に応じて、銀行の監査部による内部統制システム全般の整備や運用状況のモニタリングを実施しています。

グループ会社運営規定に基づき、年２回グループ会社会議を開催し、経営全般に関する課題や対応について協議したほか、グループ全体としての情報共有を図りました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役の監査に関連する行内規定等を定めるとともに、代表取締役頭取、会計監査人、監査部、コンプライアンス統括部等と、定期的に意見情報交換を行っています。

９．特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11．会計参与に関する事項

該当ございません。

12．その他

該当ございません。

第118期末（2019年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**58,223**	**預金**	**644,434**
現金	8,653	当座預金	9,516
預け金	49,569	普通預金	347,157
買入金銭債権	**0**	貯蓄預金	3,184
有価証券	**129,876**	通知預金	544
国債	35,274	定期預金	278,410
地方債	13,006	定期積金	3,570
社債	40,381	その他の預金	2,049
株式	12,812	**その他負債**	**1,858**
その他の証券	28,402	未決済為替借	287
貸出金	**490,034**	未払法人税等	142
割引手形	2,085	未払費用	514
手形貸付	11,537	前受収益	304
証書貸付	432,781	給付補填備金	0
当座貸越	43,630	リース債務	284
外国為替	**271**	資産除去債務	21
外国他店預け	271	その他の負債	302
その他資産	**4,431**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**611**
未決済為替貸	95	**偶発損失引当金**	**53**
前払費用	7	**繰延税金負債**	**364**
未収収益	556	**再評価に係る繰延税金負債**	**898**
その他の資産	3,771	**支払承諾**	**645**
有形固定資産	**12,247**	**負債の部合計**	**648,866**
建物	3,347	（純資産の部）	
土地	8,392	**資本金**	**12,252**
リース資産	284	**資本剰余金**	**10,844**
その他の有形固定資産	223	資本準備金	10,844
無形固定資産	**904**	**利益剰余金**	**16,058**
ソフトウェア	875	利益準備金	784
その他の無形固定資産	28	その他利益剰余金	15,274
前払年金費用	**1,168**	繰越利益剰余金	15,274
支払承諾見返	**645**	**自己株式**	**△ 160**
貸倒引当金	**△ 3,542**	**株主資本合計**	**38,995**
		その他有価証券評価差額金	**4,928**
		土地再評価差額金	**1,472**
		評価・換算差額等合計	**6,400**
		純資産の部合計	**45,396**
資産の部合計	**694,262**	**負債及び純資産の部合計**	**694,262**

第118期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**12,440**
資金運用収益	**9,357**	
貸出金利息	8,205	
有価証券利息配当金	1,126	
コールローン利息	0	
預け金利息	24	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,700**	
受入為替手数料	570	
その他の役務収益	1,130	
その他業務収益	**139**	
外国為替売買益	6	
国債等債券売却益	132	
その他経常収益	**1,243**	
株式等売却益	989	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	251	
経常費用		**11,042**
資金調達費用	**151**	
預金利息	151	
コールマネー利息	0	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**1,613**	
支払為替手数料	135	
その他の役務費用	1,477	
その他業務費用	**116**	
国債等債券売却損	101	
国債等債券償却	15	
営業経費	**8,049**	
その他経常費用	**1,110**	
貸倒引当金繰入額	757	
株式等売却損	37	
株式等償却	105	
その他の経常費用	209	
経常利益		**1,398**
特別利益		**—**
特別損失		**50**
固定資産処分損	2	
減損損失	47	
税引前当期純利益		**1,348**
法人税、住民税及び事業税	**168**	
法人税等調整額	**94**	
法人税等合計		**263**
当期純利益		**1,084**

第118期 （2018年４月１日から 2019年３月31日まで） 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,252	10,844	10,844	700	14,657	15,357
当期変動額						
利益準備金の積立				83	△ 83	—
剰余金の配当					△ 418	△ 418
当期純利益					1,084	1,084
自己株式の取得						
自己株式の処分						
土地再評価差額金の取崩					34	34
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計				83	617	701
当期末残高	12,252	10,844	10,844	784	15,274	16,058

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 156	38,298	6,427	1,506	7,933	46,232
当期変動額						
利益準備金の積立		—				—
剰余金の配当		△ 418				△ 418
当期純利益		1,084				1,084
自己株式の取得	△ 3	△ 3				△ 3
自己株式の処分						—
土地再評価差額金の取崩		34				34
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 1,499	△ 34	△ 1,533	△ 1,533
当期変動額合計	△ 3	697	△ 1,499	△ 34	△ 1,533	△ 836
当期末残高	△ 160	38,995	4,928	1,472	6,400	45,396

第118期末（2019年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	58,230	預金	644,252
買入金銭債権	0	借用金	135
有価証券	129,827	その他負債	2,050
貸出金	486,454	退職給付に係る負債	4
外国為替	271	睡眠預金払戻損失引当金	611
リース債権及びリース投資資産	4,140	偶発損失引当金	53
その他資産	5,261	繰延税金負債	655
有形固定資産	12,371	再評価に係る繰延税金負債	898
建物	3,362	支払承諾	645
土地	8,392	負債の部合計	649,307
リース資産	3	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	612	資本金	12,252
無形固定資産	922	資本剰余金	10,911
ソフトウェア	876	利益剰余金	16,061
リース資産	14	自己株式	△ 161
その他の無形固定資産	32	株主資本合計	39,065
退職給付に係る資産	1,906	その他有価証券評価差額金	4,928
繰延税金資産	8	土地再評価差額金	1,472
支払承諾見返	645	退職給付に係る調整累計額	512
貸倒引当金	△ 3,548	その他の包括利益累計額合計	6,913
		非支配株主持分	1,206
		純資産の部合計	47,184
資産の部合計	696,491	負債及び純資産の部合計	696,491

第118期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**14,663**
資金運用収益	**9,339**	
貸出金利息	8,183	
有価証券利息配当金	1,130	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	24	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,709**	
その他業務収益	**2,360**	
その他経常収益	**1,254**	
経常費用		**13,130**
資金調達費用	**153**	
預金利息	151	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	1	
役務取引等費用	**1,609**	
その他業務費用	**2,120**	
営業経費	**8,140**	
その他経常費用	**1,106**	
貸倒引当金繰入額	747	
その他の経常費用	359	
経常利益		**1,533**
特別利益		**—**
特別損失		**50**
固定資産処分損	2	
減損損失	47	
税金等調整前当期純利益		**1,482**
法人税、住民税及び事業税	**201**	
法人税等調整額	**153**	
法人税等合計		**354**
当期純利益		**1,128**
非支配株主に帰属する当期純利益		**87**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,041**

第118期 （2018年４月１日から2019年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,252	10,844	15,404	△ 156	38,345
当期変動額					
剰余金の配当			△ 417		△ 417
親会社株主に帰属する当期純利益			1,041		1,041
自己株式の取得				△ 5	△ 5
自己株式の処分					—
土地再評価差額金の取崩			34		34
連結子会社株式の取得による持分の増減		66			66
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		66	657	△ 5	719
当期末残高	12,252	10,911	16,061	△ 161	39,065

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,427	1,506	997	8,931	1,246	48,523
当期変動額						
剰余金の配当						△ 417
親会社株主に帰属する当期純利益						1,041
自己株式の取得						△ 5
自己株式の処分						—
土地再評価差額金の取崩						34
連結子会社株式の取得による持分の増減						66
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,499	△ 34	△ 485	△ 2,018	△ 40	△ 2,058
当期変動額合計	△ 1,499	△ 34	△ 485	△ 2,018	△ 40	△ 1,339
当期末残高	4,928	1,472	512	6,913	1,206	47,184

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月１３日

株式会社　宮崎太陽銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　部　俊　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永　里　　剛　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社宮崎太陽銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月１３日

株式会社　宮崎太陽銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　部　俊　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永　里　　剛　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社宮崎太陽銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月１４日

株式会社　宮崎太陽銀行　監査役会

常勤監査役　鳥　原　浩　二　㊞

社外監査役　郷　　俊　介　㊞

社外監査役　保　田　昌　秀　㊞

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当につきましては、財務状況や当事業年度の業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式１株につき金25円00銭　総額132,224,875円
当行Ａ種優先株式１株につき金29円65銭　総額77,090,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2019年６月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）当行は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条（記載省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（1）取締役会	（1）取締役会
（2）監査役	（2）監査等委員会
（3）監査役会	（削除）
（4）会計監査人	（3）会計監査人
第５条（記載省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第12条（記載省略）	第６条～第12条（現行どおり）
第２章の２　優先株式	第２章の２　優先株式
（Ａ種優先配当金）	（Ａ種優先配当金）
第１２条の2　当銀行は、第39条に定める剰	第１２条の2　当銀行は、第35条に定める剰

現　行　定　款	変　更　案
余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下、「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下、「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は、８％を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して第12条の３に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ２（記載省略） ３（記載省略） （Ａ種優先中間配当金） 第12条の３　当銀行は、第40条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下、「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。 第１２条の4～第１２条の9（記載省略）	余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下、「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下、「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は、８％を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して第12条の３に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ２（現行どおり） ３（現行どおり） （Ａ種優先中間配当金） 第12条の３　当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下、「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。 第１２条の4～第１２条の9（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第18条の２（記載省略）	第13条～第18条の２（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第4章　取締役及び取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当銀行の取締役は、12名以内とする。	第19条　当銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。
（新設）	２　当銀行の監査等委員である取締役は、６名以内とする。
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第20条　当銀行の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条　当銀行の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）を区分して、株主総会の決議によって選任する。
２（記載省略）	２（現行どおり）
３（記載省略）	３（現行どおり）
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。
（取締役会）	（取締役会）
第22条　取締役をもって取締役会を組織する。	第22条　取締役の全員をもって取締役会を組織する。
２（記載省略）	２（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集）	（取締役会の招集及び議長）
第23条　取締役会は、取締役頭取が招集する。	第23条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。
2　取締役頭取欠員又は事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	2　取締役頭取に欠員又は事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3　取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、更に、これを短縮することができる。	3　取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、更に、これを短縮することができる。
4　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときには、招集手続を経ないで開くことができる。	4　取締役会は、取締役の全員の同意があるときには、招集手続を経ないで開くことができる。
（代表取締役及び役付取締役）	（代表取締役及び役付取締役）
第24条（記載省略）	第24条（現行どおり）
2　取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役及び常務取締役は取締役会の決議により取締役の中から定める。	2　取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役及び常務取締役は取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から定める。
3　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	3　代表取締役は、取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から選定する。
4　取締役会長は、取締役会を主宰する。	（削除）
5（記載省略）	4（現行どおり）
6　取締役副頭取及び専務取締役は取締役頭取を補佐して業務を執行し、常務取締役は、取締役頭取を補佐して業務を分掌する。	5　取締役会長、取締役副頭取及び専務取締役は取締役頭取を補佐して業務を執行し、常務取締役は、取締役頭取を補佐して業務を分掌する。
7（記載省略）	6（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の報酬等） 第25条（記載省略）	（取締役の報酬等） 第25条（現行どおり）
（新設）	2　前項の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区分して定める。
第26条～第27条（記載省略）	第26条～第27条（現行どおり）
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第28条　当銀行は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第28条　当銀行の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（監査役の選任） 第29条　当銀行の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任の監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（監査役会） 第31条　監査役をもって監査役会を組織する。 2　監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役規程による。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の招集） 第32条　監査役会は、各監査役がこれを招集する。 ２　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、更にこれを短縮することができる。 ３　監査役会は、監査役の全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。	（削除）
（常勤の監査役） 第33条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役の報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役との責任限定契約） 第35条　当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会） 第29条　監査等委員の全員をもって、監査等委員会を組織する。
（新設）	２　監査等委員会に関する事項は、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（監査等委員会の招集） 第30条　監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。
（新設）	2　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日より３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、更に、これを短縮することができる。
（新設）	3　監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときには、招集手続を経ないで開くことができる。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
第６章　会計監査人 第36条～第37条（記載省略）	第６章　会計監査人 第32条～第33条（現行どおり）
第７章　計算 第38条～第41条（記載省略）	第７章　計算 第34条～第37条（現行どおり）
附則 平成元年２月１日前に締結した相互掛金契約に関する業務については、この定款の第２条の規定にかかわらず「金融機関の合併及び転換に関する法律」第24条第１項第６号で準用する同法第17条第１項の規定により継続するものとする。	（削除） （削除）

第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（10名）は会社法第332条第7項1号の定めに従い、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）９名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	林田（はやしだ）洋二（ようじ） （1949年12月24日生）	1973年４月　当行入行 1986年９月　当行審査部部長代理 1988年10月　当行外国部部長代理 1995年４月　当行国際部部長代理兼貿易相談室長代理 1996年９月　㈱宮崎太陽キャピタル常務取締役 2000年６月　当行経営企画部長 2002年６月　当行執行役員経営企画部長 2003年６月　当行執行役員経営企画部長兼総務部長 2004年６月　当行取締役コンプライアンス統括部長 2005年７月　当行取締役監査部長 2008年６月　当行常勤監査役 2011年６月　当行専務取締役 2013年６月　当行専務取締役（代表取締役） 2016年６月　当行取締役頭取（代表取締役） 現在に至る	普通株式 5,835株
取締役候補者とした理由 2004年取締役に就任、コンプライアンス部門や監査部門を経て、2008年には常勤監査役の任に就き、当行のガバナンス体制強化に携わり、2011年専務、2016年からは頭取を務めております。地域金融の本質である、地域経済活性化のためのコミットメントを重視した当行の経営改革の実現に向けて、豊かな知見や統率力、先見性の発揮が期待できることから、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	津隈卓三（つぐまたくみ） （1959年7月10日生）	1982年４月　当行入行 1997年４月　当行営業推進部部長代理 2005年４月　当行平和台支店長 2007年４月　当行小林支店長 2010年４月　当行都城支店長 2013年４月　当行営業統括部個人推進グループ主任部長代理 2014年４月　当行営業統括部個人ローングループ部付部長 2014年９月　当行個人ローン推進部長 2016年６月　当行執行役員本店営業部長 2017年６月　当行取締役本店営業部長 2018年１月　当行取締役営業統括本部長 2018年６月　当行常務取締役営業統括本部長 2019年４月　当行常務取締役 現在に至る （担当　営業企画推進部、チャネル推進部）	普通株式 2,165株
取締役候補者とした理由 地域金融機関が本来期待されている地域経済活性化への一層の貢献を実現するため、これまでに培ってきた経営戦略や営業戦略の総合的な分析・検証に要する知見のほか、新たなビジネスモデルの組織横断的な構築になくてはならない統率力の発揮が期待できることから、取締役候補者としました。			
3	黒木浩（くろきひろし） （1961年9月30日生）	1984年４月　当行入行 2001年４月　当行情報企画部部長代理 2008年４月　当行審査部部長代理 2009年４月　当行日向北支店長 2011年４月　当行営業推進部部長代理 2013年４月　当行営業統括部企画推進グループ長 2014年９月　当行人事部長 2015年６月　当行取締役人事部長 2018年１月　当行取締役本店営業部長 2018年６月　当行常務取締役本店営業部長 2019年２月　当行常務取締役融資統括本部長 2019年４月　当行常務取締役 現在に至る （担当　融資部、企業支援部、コンプライアンス統括部）	普通株式 2,552株
取締役候補者とした理由 金融マーケティング理論による営業戦略構築の知見を有し、銀行業の人事・労務管理の実務経験も豊富であるほか、本店営業部長として営業現場での統率力を発揮するなど、当行の一層のガバナンス強化や、バランス感覚に富んだ経営体制構築への貢献が期待できることから、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	あん　どう　かず　よし 安藤和慶 (1962年6月12日生)	1985年４月　当行入行 2000年９月　当行人事部部長代理 2011年４月　当行営業統括部企画・推進グループ副部長 2013年４月　当行延岡支店長 2015年４月　当行経営企画部副部長 2015年６月　当行経営企画部長兼総務グループ長兼リスク管理グループ長 2017年４月　当行総合企画部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2017年６月　当行取締役総合企画部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2018年２月　当行取締役総務部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2018年４月　当行取締役次期システム移行推進本部副本部長 2018年６月　当行常務取締役次期システム移行推進本部副本部長 2019年４月　当行常務取締役 現在に至る (担当　総合企画部、総務部、証券国際部、人事部)	普通株式 2,765株
取締役候補者とした理由 地域経済活性化のためのコミットメント実現のため、金融経済環境の動向や金融行政等の方向性を見極めながら、中長期的視点に立った当行の経営戦略について、組織全体の創意工夫を図るための知見や統率力の発揮が今後も期待できることから、取締役候補者としました。			
5	うえ　の　てつ　ひろ 上野哲弘 (1963年4月3日生)	1987年４月　当行入行 2006年４月　当行本店営業部次長 2007年４月　当行南延岡支店長 2010年４月　当行大塚支店長 2012年４月　当行本店営業部副部長 2014年４月　当行営業統括部法人推進グループ副部長 2015年４月　当行営業統括部部付部長 2017年４月　当行本業支援部長 2017年６月　当行本業支援部長兼㈱宮崎太陽キャピタル代表取締役社長 2018年６月　当行取締役本業支援部長 現在に至る	普通株式 611株
取締役候補者とした理由 当行主要店舗の支店長としての豊富な営業経験を有し、地元企業の販路拡大や売上促進、海外展開のほか、多くの企業にとって喫緊の課題にもなっている事業承継など、地域金融機関が取り組むべき新たな業務分野で必要とされる知見と統率力の発揮が期待できることから、取締役候補者としました。			

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当行
の株式の数</th></tr>
<tr><td>6</td><td>みずながのぶさと
水永信里
(1963年4月21日生)</td><td>1987年４月　当行入行
2006年４月　当行日向北支店長
2009年４月　当行本店営業部副部長
2012年４月　当行都北町支店長
2013年４月　当行鹿児島支店長
2016年４月　当行営業統括部企画推進グループ部付部長
2017年４月　当行営業企画推進部長
2018年１月　当行融資部長
2018年６月　当行取締役融資統括本部長兼融資部長
2019年２月　当行取締役本店営業部長
現在に至る</td><td>普通株式
911株</td></tr>
<tr><td colspan="4">取締役候補者とした理由
当行主要店舗の支店長として豊富な営業経験を有し、当行の営業エリア全体を広く熟知しているほか、本部の融資部門では企業の経営支援強化や銀行全体の事務効率化促進にも積極的に取り組むなど、今後も経営全般において、その知見の発揮が期待できることから、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>新任
ひらしまとしかず
平嶋俊和
(1959年12月20日生)</td><td>1983年４月　当行入行
2005年４月　当行出北支店長
2007年４月　当行都城支店副支店長
2010年９月　当行国富支店長
2012年４月　当行赤江支店長
2015年４月　当行西都支店長
2017年４月　当行融資部長
2018年１月　当行人事部長
現在に至る</td><td>普通株式
1,832株</td></tr>
<tr><td colspan="4">取締役候補者とした理由
当行主要店舗の支店長として豊富な営業経験を有し、本部では融資部門・人事部門で、営業店の状況を十分に踏まえた対応を展開してきたことから、組織内の信任は厚く、その一貫した現場重視の姿勢は、今後の当行組織全体の活性化に資することが期待できることから、取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
8	社外 独立 堀井 洋一郎（ほりい よういちろう） （1950年9月15日生）	1976年 3 月　宮崎大学大学院修士課程修了 1984年 7 月　長崎大学医学部助手 1991年 4 月　宮崎医科大学医学部助手 1993年 9 月　宮崎大学農学部助教授 1998年 1 月　宮崎大学農学部教授 2009年 9 月　宮崎大学農学部副学部長 2010年 4 月　宮崎大学医学獣医学総合研究科教授兼任 2011年 4 月　宮崎大学副学長兼任 2011年 4 月　宮崎大学産学・地域連携センター長兼任 2015年 6 月　当行経営評価委員会委員 2016年 3 月　宮崎大学定年退職 2016年 4 月　宮崎大学名誉教授 2016年 4 月　宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター客員教授 2016年 5 月　当行経営評価委員会委員退任 2016年 6 月　当行取締役就任（社外取締役）現在に至る	普通株式 428株
社外取締役候補者とした理由 副学長という大学の要職において培ってきた組織運営や人材育成の豊かな知見は、当行がガバナンス強化や経営管理体制の高度化を進めていくうえで、今後も貴重な助言となることから、社外取締役候補者としました。			
9	社外 独立 飯田 三和（いいだ みわ） （1950年9月4日生）	1973年 4 月　㈲みさき商事入社 1992年12月　税理士資格取得 1993年 4 月　飯田三和税理士事務所開設 1996年 3 月　宮崎県経営体育成総合支援センターコンサルタント 2003年 4 月　宮崎県社会福祉施設経営者協議会専門相談員 2004年12月　㈲ビー・アシスト代表取締役 2007年 4 月　社団法人宮崎県農業法人経営者協会理事 2008年 4 月　宮崎県福祉サービス第三者評価調査員 2008年 4 月　宮崎県公益認定等審議会委員 2008年11月　㈲みさき商事代表取締役 2010年 4 月　宮崎市固定資産評価委員 2016年 4 月　宮崎県固定資産評価委員 2016年 4 月　宮崎県私立学校審議会委員 2018年 6 月　当行取締役就任（社外取締役）現在に至る	普通株式 ―株
社外取締役候補者とした理由 1993年に税理士事務所を開設以来、税理士業務を通じて得てきた、中小企業経営者が地域金融機関に期待する役割に関する示唆は、今後も当行への貴重な助言となることから、社外取締役候補者としました。			

(注)
1. 新任 は新任の監査等委員でない取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 社外 は社外取締役候補者であります。
4. 独立 は福岡証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 堀井洋一郎氏は、現に当行の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、3年となります。
6. 飯田三和氏は、現に当行の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、1年となります。
7. 当行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、堀井洋一郎氏、飯田三和氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、堀井洋一郎氏および飯田三和氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	新任 河野（かわの）文一（ふみかず） （1954年3月11日生）	1977年４月　当行入行 1994年４月　当行出北支店長 1998年４月　当行日向支店長 2001年９月　当行延岡支店長 2005年４月　当行事務部長 2008年６月　当行取締役本店営業部長 2010年６月　当行取締役審査部長兼審査グループ長 2014年９月　当行取締役営業統括部長兼企画・推進グループ長 2015年６月　当行常務取締役営業統括部長兼企画・推進グループ長 2016年４月　当行常務取締役営業統括部長 2017年４月　当行常務取締役営業統括本部長兼次期システム移行推進本部長 2017年６月　当行専務取締役営業統括本部長兼次期システム移行推進本部長 2018年１月　当行専務取締役次期システム移行推進本部長 2019年４月　当行専務取締役 現在に至る （担当　事務部）	普通株式 5,183株

監査等委員である取締役候補者とした理由

2008年に取締役に就任し、融資部門・営業推進部門・事務システム部門等を経て、2015年に常務、2017年からは専務を歴任。その豊富な業務経験と銀行経営全般に関する知見は、取締役会の意思決定機能や経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	新任 社外 独立 郷（ごう）　俊介（しゅんすけ） （1946年7月10日生）	1972年 4 月　司法修習生 1974年 4 月　福岡地方裁判所判事補 1984年 4 月　岡山地方裁判所判事 1988年 4 月　宮崎地方裁判所判事 1989年 4 月　福岡高等裁判所宮崎支部判事 1994年 4 月　同　退官 1994年10月　宮崎県弁護士会弁護士登録 1994年10月　郷法律事務所開設 2014年 6 月　当行監査役就任（社外監査役） 現在に至る	普通株式 840株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 裁判官および弁護士として法令等に関する高度な知識と豊富な経験を有していることから、取締役会の意思決定機能や経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。			
3	新任 社外 独立 井上（いのうえ）　敬雄（のりお） （1948年4月20日生）	1972年 4 月　㈱宮崎日日新聞社入社 1999年 4 月　同社論説委員会副委員長 2000年 4 月　同社編集局次長 2002年 4 月　同社制作局長 2003年 4 月　同社制作局長兼佐土原センター長 2004年 6 月　同社取締役制作局長兼佐土原センター長 2008年 6 月　同社常務取締役総務局長 2010年 6 月　宮崎ケーブルテレビ㈱代表取締役社長 2016年 6 月　同社相談役 2017年 6 月　当行取締役就任（社外取締役） 2018年 6 月　宮崎ケーブルテレビ(株)相談役退任 現在に至る	普通株式 ―株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 地元新聞社やケーブルテレビ局の経営者として、経営全般にわたる豊富な知見と経験を有していることから、取締役会の意思決定機能や経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	新任 社外 独立 保田昌秀（やすだまさひで） （1953年3月2日生）	1981年３月　大阪大学大学院工学研究科博士課程修了 1981年４月　上野製薬㈱入社 1984年１月　宮崎大学工学部助手 1987年12月　宮崎大学工学部助教授 1994年11月　宮崎大学地域共同研究センター助教授 2000年11月　宮崎大学工学部教授 2003年４月　宮崎大学機器分析センター長兼任 2005年10月　宮崎大学工学部副学部長兼任 2007年４月　宮崎大学農学工学総合研究科教授兼任 2017年４月　当行経営評価委員会委員 2018年３月　宮崎大学定年退職 2018年４月　宮崎大学名誉教授 2018年６月　当行監査役就任（社外監査役）現在に至る	普通株式 ―株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 副学部長として大学運営に携わることで培ったガバナンスの豊富な知見を生かし、取締役会の意思決定機能や経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。			

（注）
1. 新任 は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 社外 は社外取締役候補者であります。
4. 当行は、郷俊介氏、井上敬雄氏、保田昌秀氏との間で、会社法第427条1項に基づく責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、郷俊介氏、井上敬雄氏、保田昌秀氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、郷俊介氏、井上敬雄氏、保田昌秀氏と責任限定契約を改めて締結する予定です。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
5. 井上敬雄氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
6. 独立 に関し、井上敬雄氏は福岡証券取引所に対し、独立役員（社外取締役）として届け出しており、郷俊介氏、保田昌秀氏は福岡証券取引所に対し、独立役員（社外監査役）として届け出しておりますが、本議案が承認された場合、改めて３氏を独立役員（社外取締役）として届け出る予定であります。

第５号議案　監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当行は、取締役の報酬等について、2018年６月26日開催の第117期定時株主総会において、年額180百万円以内（うち社外取締役年額15百万円以内）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当行は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員でない取締役の報酬等の額を年額180百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員でない取締役９名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員でない取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当行は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額35百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役３名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

会場ご案内図

会 場	宮崎市広島２丁目１番31号 **宮崎太陽銀行本店２階会議室** 電話0985-24-2111（代表）



交通のご案内	・**宮崎空港**より……**車**で**15**分　・**九州自動車道　宮崎ＩＣ**より……**車**で**15**分 ・**ＪＲ宮崎駅**より……**徒歩**で**５**分　・**宮崎港**より……**車**で**10**分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。